

# IASB 公開草案「IFRS の年次改善 2014—2016 年サイクル」に対する当委員会からのコメント・レター

ASBJ 専門研究員 まき やすひろ  
榎 康弘

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、国際会計基準審議会（IASB）から 2015 年 11 月に公表された公開草案「IFRS の年次改善 2014—2016 年サイクル」（以下「本公開草案」という。）に対して、2016 年 1 月にコメント・レターを送付している。

本公開草案には、以下の 3 つの基準に関する修正が含まれている。

(1) IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」：初度適用企業のための短期的な免除

初度適用企業のための短期的な免除（IFRS 第 1 号 E3 項から E7 項）を削除することが提案されている。本公開草案における提案は、これらが意図された目的を終えていることが理由とされている。

(2) IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」：開示要求の範囲の明確化

IFRS 第 12 号の開示要求（IFRS 第 12 号 B10 項から B16 項を除く）が、他の企業（子会社、共同支配の取決め、関連会社、非連結の組成された企業等）への企業の関与のうち、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的保有、所有者としての立場にある所有者への分配目的の保有又は非継続事業に分類されたものにも適用されることを明確化する提案がなされている。

(3) IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」：選択を投資ごとに行うことができることの明確化

IAS 第 28 号には、ベンチャー・キャピタル企業又は他の適格企業である企業が関連会社又は共同支配企業に対する投資を保有している場合、当該企業は当該投資を純損益を通じて公正価値で測定することができる等の選択が設けられており、この選択が、当初認識時に、（会計方針としてでなく）関連会社又は共同支配企業に対する投資のそれぞれについて投資ごとに利用可能であることを明確化すること等が提案されている。

当委員会からのコメント・レターでは、(1)初度適用企業のための短期的な免除に関する提案については支持しているが、(2)IFRS 第 12 号の開示要求の範囲の明確化、及び、(3)IAS 第 28 号の選択を投資ごとに行うことができることの明確化に関する提案については、次のようなコメントをしている。

(1) IFRS 第 12 号の開示要求の範囲の明確化

当委員会からのコメント・レターでは、IFRS 第 12 号の開示要求のそれぞれについて、売却目的保有等に分類された他の企業への関与について有用な情報を提供するものであるかどうか、IFRS 第 5 号に従って既に要求されている開示に追加して開示することを要求すべきかどうかを、

IASB が注意深く検討することを提案している。これは、売却目的保有等に分類された他の企業への関与については、IFRS 第 12 号に従って要求される開示は、多くの場合、IFRS 第 5 号に従って既に要求されている開示と重複していると考えられる等のためである。

## (2) 投資先を投資ごとに純損益を通じて公正価値で測定することができることの明確化

当委員会からのコメント・レターでは、現行基準の不明確さが改善され、個々の投資の内容がより忠実に表現されるであろうと考えられることから、本公開草案で提案されている修正を支持している。しかし、本公開草案で提案されている遡及適用については、IAS 第 28 号で認められている選択を遡及的に行うことを認めると重大な事後判断の使用が避けられないと考えられることから、本公開草案で提案されている修正を将来に向けて適用することとしつつ、IAS 第 28 号で認められている選択を、本公開草案で提案されている修正が最初に適用される事業年度の期首において行うことを企業に認める提案をしている。